

*** 医療保険での料金表 ***

訪問看護ステーションきずな

◆利用者負担金(医療保険法定利用料)

後期高齢者の対象の方	<p>・(基本療養費+管理療養費+加算分)×負担割合 となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td style="width: 40%;">一般(②, ③以外の方)</td> <td style="width: 20%;">一割負担</td> <td style="width: 35%;">月額上限 12,000円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>住民税非課税世帯の方</td> <td>一割負担</td> <td>月額上限 8,000円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>一定以上の方 ※</td> <td>三割負担</td> <td>月額上限 44,400円</td> </tr> </table> <p>※一定以上所得 同一世帯に一定以上(課税所得が145万円以上)の70歳以上の方又は老人保健対象者がいる方。ただし、70歳以上の方及び老人保健対象者の収入の合計が、一定未満(単身世帯の場合:年収484万円未満、二人以上の世帯の場合:年収621万円未満)の方は老人保健の担当窓口へ届け出て認められれば一割負担となります。</p> <p>・交通費は一切頂きません。ただし、駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない方には、駐車料金の実費のご負担をお願いしています。また、緊急時に高速道路を使用した場合には高速道路使用料金の実費を頂いております。</p>			①	一般(②, ③以外の方)	一割負担	月額上限 12,000円	②	住民税非課税世帯の方	一割負担	月額上限 8,000円	③	一定以上の方 ※	三割負担	月額上限 44,400円
①	一般(②, ③以外の方)	一割負担	月額上限 12,000円												
②	住民税非課税世帯の方	一割負担	月額上限 8,000円												
③	一定以上の方 ※	三割負担	月額上限 44,400円												
一般の健康保険等	<p>・(基本療養費+管理療養費+加算分)×負担割合 となります。</p> <p>・重度心身障害者医療、ひとり親家庭等の受給者証をお持ちの方は、各市町村により自己負担額が変わります。</p> <p style="text-align: center;">上限 1日に付き530円</p> <p>・交通費は一切頂きません。ただし、駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない方には、駐車料金の実費のご負担をお願いしています。また、緊急時に高速道路を使用した場合には高速道路使用料金の実費を頂いております。</p>														

◆1ヶ月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市区町村へ申請致しますと高額療養費として支給されます。

◆その他の利用料

項 目	内 容	金 額	
超過料金	平日2時間を越えた場合 30分毎に	1000円	
休日料金	営業日以外に訪問した場合	2100円	
時間外料金	時間外に訪問した場合	18:00~22:00	2100円
		22:00~6:00	2100円
		6:00~9:00	2100円
死亡時の処置		5:00~22:00	12000円
		22:00~5:00	15000円